

平成19年第1回大町町議会（定例会）会議録（第1号）						
招集年月日	平成19年3月8日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時及び宣言	開会	平成19年3月8日	午前9時12分	議長	原田 謹 吾	
	散会	平成19年3月8日	午前9時56分	議長	原田 謹 吾	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 14名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	原田 謹 吾	○	9	永尾 光 次	○
	2	松崎 直 文	○	10	早田 昭 義	○
	3			11	吉村 秀 夫	○
	4	森 カヲル	○	12	高田 幸 康	○
	5	荒木 鉄 也	○	13	南川 正 明	○
	6	八木 俊 文	○	14	成富 定 次	○
	7	藤瀬 都 子	○	15	中山 初 代	○
	8	山下 時 三	○			
会議録署名議員	14 番	成富 定 次	15 番	中山 初 代		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	山本 清	書記	山本 唯 博		
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町 長	武村 弘 正	助 役	西依 和 則		
	企画課長	水川 一 哉	建設課長	東島 茂		
	生活環境課長	早田 豊	教育委員会事務局長	荒木 和 幸		
	会計課長	荒巻 雅 明	町民課長	山口 敏 美		
	町立病院事務長	肥田 修一郎	教 育 長	高山 博		
	町民課参事	前田 悦 則	総務課長	鶴崎 敏 彦		
	保健福祉課長	鶴池 弘 文	総務課参事	津野 道 彦		
	産業振興課長	福田 敏 朗				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽平成19年3月8日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案等の報告及び一括上程
- 日程第4 提案理由の説明

午前9時12分 開会

○議長（原田謹吾君）

ただいまより議会を始めます。ただいまの出席議員14名でございます。定足数に達しておりますので、平成19年第1回大町町議会定例会1日目は成立いたしました。これより開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本定例会において、地方自治法第121条の規定により、議案説明のため町長、助役、教育長、各課長及び局長の出席通知がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

閉会中の議会に関する諸報告は、別紙配付の報告書のとおりでございます。

なお、三谷英史君より1月18日付で辞職願が提出されましたので、報告書の中にもありますように、1月23日に議会運営委員会を開いていただき承諾を得ましたので、1月23日付で許可いたしましたので、御報告いたします。

なお、執行部から諸般の報告として計画書を配付されておりますが、3月1日付で武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項の規定に基づき、大町町民の国民の保護に関する計画を作成した旨の通知が、同条第6項の規定によりありましたので、報告いたします。

以上で諸報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（原田謹吾君）

日程第1. 会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、14番成富議員、15番中山議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（原田謹吾君）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、別紙配付の会期日程表のとおり、本日から3月16日まで9日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月16日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 議案等の報告及び一括上程

○議長（原田謹吾君）

日程第3. 本定例会には、告知のとおり、町長提出の議案30件のほか、陳情1件がございます。

事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

ただいま朗読させました議案第1号から議案第30号までを一括上程し、これより議題といたします。

日程第4 提案理由の説明

○議長（原田謹吾君）

日程第4. これより議案の提案理由の説明を町長より行います。武村町長。

○町長（武村弘正君）

開会に当たりまして、先ほどは8名の議員の皆さん方が、これまでの議員活動としての功

績が高く評価をされて受賞ということで、大変喜ばしい限りでございます。今後とも、町政のためにさらなる御慈愛のほどお願いを申し上げたいと思います。

それでは、平成19年第1回大町町議会定例会を開催するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げますとともに、時節柄何かと御多忙の中に御参集いただき、深く感謝を申し上げます。

第1回大町町議会定例会につきましては、平成19年度当初予算を初め、30議案を上程しておりますが、本年は統一地方選の年であり、平成19年度政策の所信表明につきましては差し控えさせていただきたいと思います。

なお、今議会定例会に御提案いたします議案につきましては、さきに告知のとおり、各条例案件10件、平成18年度各会計別の補正予算案件7件、平成19年度各会計別当初予算案件7件、町道認定関係2件、一部事務組合理約の変更及び設置議案4件の30議案を御提案いたしております。

それでは、各議案について提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 大町町長及び助役の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議案第2号 大町町教育委員会教育長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

以上、2議案につきましては、平成16年4月より特別職の給料の削減措置を実施しておりますが、第4次大町町行財政改革大綱により、当該措置を継続するものでございます。

議案第3号 大町町職員給与条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、国家公務員に準じた給与改定等を平成19年4月1日から実施するとともに、第4次大町町行政改革大綱により、職員給料の2%削減措置を継続するものでございます。

なお、今回の給与改定等につきましては、少子化対策が我が国全体で取り組まれている中で、扶養手当における3人目以降の子と、2人目までの子の手当額の差を改める必要があることから、3人目以降の子等の支給月額を1千円引き上げることとなっております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第4号 大町町税条例の一部を改正する条例について、議案第5号 大町町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第4号及び議案第5号につきましては、関連がございますので、あわせて御説明を申し上げます。

議案第4号の税条例の改正内容につきましては、前納報奨金制度を廃止する改正であります。廃止の理由といたしましては、第4次大町町行政改革大綱の推進事項に沿って、徴税事務に係る経費の削減を図るものであります。また、住民税の納税者のうち、特別徴収には適用されないことになっており、納税者の公平性を保つためにも廃止する必要があると考えます。

議案第5号の徴収等の特例に関する条例の改正につきましては、制度の廃止に伴い、交付要綱についての規定部分を改正するものでございます。

これらの事情について御理解の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議案第6号 大町町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号 大町町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案第8号 大町町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。

以上の3議案につきましては、健康保険法等の法律の一部が改正され、社会保険各法に規定する療養の給付、特定療養費を入院時生活療養費等と保険外併用療養費に条例の一部を改正するものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第9号 大町町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

国民健康保険及び介護保険税率の一部改正の現状につきましては、ここ数年、新聞紙上でも御存じのとおり、各保険者において引き上げの実施がなされ、医療保険事業を取り巻く現状は大変厳しく、医療給付制度の抜本的改革が急務となっている現状でございます。

大町町の国民健康保険事業概要につきましては、平成元年に国民健康保険税率の改正を行い、現在まで18年間、国保税率を据え置き、事業運営いたしてきたところでございます。

この間、保険給付事業に係る医療給付費は高齢化社会への突入により、保険制度全体を揺るがす医療保険財政の危機に突入し、医療財政の安定化を目指すため、保険医療給付制度の改善及び被用者保険医療制度間の調整など、あらゆる手立てが実施されてきたところでございます。高齢化社会の進展に伴い、高齢者を多く抱える当町におきましても、医療保険制度改正は国保事業運営に係る財政安定化に大きな効果をもたらしたところでございます。

しかしながら、医療給付費の高騰は続き、国保財源確保として前年度繰越金の充当及び財

政調整基金繰り入れにより予算措置を行ってきたところですが、平成18年度決算見込みにおいては、財政調整基金3,000万円の取り崩しにより、繰り入れ措置をいたしたところでございます。

平成19年度においても、医療給付費は高騰傾向にあり、国保財源の確保が急務であり、このままでは、国民健康保険事業の運営に大きな影響を来すおそれがあるため、早急に国保税率の改正が必要であります。

また、介護保険事業概要につきましては、平成12年度から介護保険制度の開始に伴い、国民健康保険加入者のうち、40歳から64歳までの対象者を介護保険制度の2号被保険者として国民健康保険税に加え、国に納める介護納付金に充てるため介護保険税が賦課されているところでございます。

この介護納付金のうち、2分の1は国庫補助金で賄い、残りの2分の1は2号被保険者の介護保険税で賄う制度となっており、その後の平成13年度から平成17年度までの収支差引額は、各年度に赤字が生じてきたところ、

この歳入財源の赤字補てんといたしましては、国民健康保険財源の医療費分の予算充当により決算をいたしているところ、

高齢化社会の進展と、介護医療費の実情には大変厳しい現状であり、介護受給認定基準の改正が図られてきたところですが、介護保険医療給付費の高騰が続いている現状であり、被保険者の負担は避けられない実情となっております。このため、平成19年度以降の介護保険制度の財源措置として、介護納付金のおおむね2分の1となる介護被保険者負担をお願いするため、介護保険税率の改正を行うものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議案第10号 大町町副町長定数条例の制定について。

本議案につきましては、地方自治法の一部改正により、「助役」の呼称が「副町長」に改められ、条例によりその定数を定めることとされたものです。また、「収入役」が廃止され、かわって一般職である「会計管理者」を置くこととされたことに伴い、所要の例規整備を行うものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

議案第11号 平成18年度大町町一般会計補正予算（第4号）について。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ3,736万4千円を減額し、予算総額は28億1,892万1千円となっております。

歳出の主なものにつきましては、退職手当組合負担金1,346万9千円、病院事業会計繰入金追加816万円、知障者入所支援費減額1,297万8千円、広域圏介護保険費負担金減額989万4千円となっております。

歳入の主なものにつきましては、法人町民税追加614万9千円、地方交付税追加1,620万7千円、減債基金繰入金減額3,684万6千円となっております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第12号 平成18年度大町町老人保健特別会計補正予算（第3号）について。

平成18年度大町町老人保健特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算額にそれぞれ1億215万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億237万3千円といたすものです。

歳出の主なものにつきましては、老人保健特別会計事業の医療給付費及び医療費支給等の減額補正をお願いいたすもので、この要因としては、高齢者医療費の高騰傾向が実績として安定したことによるものであると考えます。

歳入財源の主なものとしたしましては、支払基金交付金8,114万6千円、国庫負担金1,104万7千円、県費負担金及び一般会計繰入金497万9千円の歳入財源の減額補正を行うものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第13号 平成18年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。

平成18年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算額にそれぞれ3,055万3千円を追加し、歳入歳出予算総額を9億9,121万円といたすものでございます。

歳出の主なものとしては、国民健康保険事業に係る医療給付費等の実績見込み、保険給付費2,427万3千円、高額療養費150万円、また、老人医療事業及び介護保険医療給付等の実績見込みに伴う老人保健拠出金76万2千円、介護納付金171万6千円、諸支出金として、国庫補助等償還金93万3千円、特別調整交付金の確定に伴う直診診療施設整備繰入金として136万9千円の追加補正をお願いいたすものでございます。

歳入といたしましては、国庫支出金136万9千円、県支出金1,671万4千円、療養給付費交付金1,892万7千円を追加補正し、また、一般保健事業推進に係る事業費一般財源の国民健康保険税557万9千円及び一般会計繰入金87万8千円を減額補正し、歳入財源の追加及び減額をいたすものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第14号 平成18年度大町町灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計補正予算（第2号）について。

平成18年度大町町灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ427万8千円とするものです。

主な補正内容といたしましては、歳入で基金繰入金を13万5千円減額いたしております。

歳出につきましては、港町地区ポンプ施設管理費で需用費を5千円減額し、また、弁天地区ポンプ施設管理費でオペレーター賃金を8万円及び需用費を5万円、それぞれ減額いたすものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第15号 平成18年度大町町指定居宅サービス事業特別会計補正予算（第2号）について。

平成18年度指定居宅サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、歳入歳出それぞれ4,812万6千円となっております。

歳入としては、一般会計より65万4千円繰り入れしております。

歳入の主なものは、通所介護事業収入を59万2千円、通所介護自己負担収入6万3千円をそれぞれ追加しております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第16号 平成18年度大町町水道事業会計補正予算（第3号）について。

水道事業については、日ごろより御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

今回の補正予算（第3号）につきましては、既決予算総額には増減ございませんが、予算の節内の変更として、原水及び浄水費の中の手当を33万6千円減額いたし、配水及び給水費の手当5万9千円、委託料9万3千円並びに総務費の手当18万4千円を組み替えいたすものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

議案第17号 平成18年度大町町立病院事業会計補正予算（第2号）について。

今回の補正は、収益的収入、支出に関する補正をお願いするものであります。

医業収益は817万円の減、医業外収益は944万2千円の増。よって、病院事業収支は127万2千円の補正となっております。

その主な内容は、入院収益832万2千円の減、その他医業収益15万2千円の増、他会計補助金816万円の増、国庫補助金113万2千円の増、その他医業外収益15万円の増額になっております。

医業費用につきましては622万2千円の増、その内訳は、給与費は職員の異動、非常勤医師の報酬など82万7千円の減、材料費は薬品の使用増加により978万円の増、経費は主に委託料など273万1千円の減、また、予備費で495万円を充当する。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第18号 平成19年度一般会計予算について。

平成19年度一般会計予算につきましては、改選期ということを踏まえ、政策的経費及び新規事業等につきましては、計上を留保し、骨格予算として編成させていただきました。したがって、平成19年度一般会計予算は、総額27億5,540万円で、前年度に比べ920万円、0.3%の減となっております。また、前回の改選期であります平成15年度と比較しますと、1億1,110万円、3.9%の減となっております。

こうした厳しい予算ではありますが、町民が安心して暮らせる町づくりや、福祉の向上に向けた予算編成に心がけ、事務的経費の効率化及び削減に最善の努力を行っております。

なお、詳細につきましては、議案に対する質疑、各担当委員会で御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第19号 平成19年度大町町老人保健特別会計予算について。

平成19年度大町町老人保健特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を13億3,871万6千円にいたすものです。

歳出の主なものにつきましては、老人保健特別会計事業の医療給付費13億1,600万円及び医療費支給1,800万円、医療給付審査手数料470万3千円等に係る当初予算をお願いいたしますのでございます。

本年度の老人保健事業運営の見通しにつきましては、高齢者医療費の高騰傾向を抑制するため、国における医療制度改正が実施されているところであり、本年度から高齢者医療制度の抜本的改正として、後期高齢者医療制度への設立がなされたところがございます。

今後は、この制度により、平成20年4月から新たな高齢者医療制度への移行がなされるとともに、安定した医療給付等ができることとなるものと考えられます。

歳入財源予算の主なものとしたしましては、支払基金交付金6億9,027万9千円、国庫負担金4億2,914万7千円、県費負担金及び一般会計繰入金1億728万7千円の歳入財源の充当を行うものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第20号 平成19年度大町町国民健康保険特別会計予算について。

平成19年度大町町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額を9億1,184万9千円といたすものでございます。

現行の保険医療制度の現状におきましては、団塊世代の高齢化突入と国の財政制度改革による負担金等の見直しに伴い、大変厳しい財政実情となっており、各被用者保険及び国民健康保険の事業を運営する全保険者は、事業の将来見通しが立たない現状となっています。高齢者を多く抱える当町といたしましても、町民の皆様が安心して医療給付が受けられるよう、健康で充実した生活ができるよう、この事業運営の安定化に努力をいたしてきたところでございます。

歳出予算の主なものといたしましては、国民健康保険事業に係る医療給付費等、保険給付費5億8,936万3千円、老人保健医療事業、老人保健拠出金1億8,547万8千円及び介護保険事業等に係る介護給付金4,664万8千円、国保財政安定化を図るための高額医療費及び保険財政安定化等の共同事業として、共同事業拠出金7,046万2千円、保健事業費163万5千円、基金積立・諸支出金426万9千円、また、直診診療施設整備繰入金として236万9千円の歳出予算計上をお願いいたすものでございます。

歳入財源につきましては、国庫支出金3億3,510万3千円、県支出金4,314万3千円、療養給付費交付金1億9,662万3千円、共同事業交付金7,046万円、繰入金・諸収入等5,230万2千円を繰り入れ、歳入予算として計上いたしているところでございます。

また、国の財源措置は皆様も御存じのように、国の負担金・補助金等の見直しに伴い、全保険者が財政調整基金の充当はもとより、税率改正及び一般財源繰り入れ等の財源確保に苦慮いたしている現状であります。

当町におきましても、本定例議会において、議案第9号で御審議いただくことになっております国保税率及び介護保険税率改正をお願いいたしているところで、事業運営に係る歳入財源の不足の実情は大変厳しい現状であり、現在まで据え置いてきた国民健康保険税及び介護保険税率を今年度に改正いたすものといたしております。

一般財源である国民健康保険税率改正の歳入予算措置といたしましては、議案第9号の御審議をいただき、議案の議決後に補正予算の措置を行いたいと思っているところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

議案第21号 平成19年度大町町灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計予算について。

平成19年度大町町灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計予算につきましては、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ240万4千円とし、歳入は大町町灌漑用水ポンプ施設維持管理事業基金より66万8千円を繰り入れし、基金利子収入を173万5千円、雑入を1千円といたしております。

歳出につきましては、港町地区ポンプ施設管理費として、電気料及び利子積立金3万6千円、また、弁天地区ポンプ施設管理費として、主にオペレーター賃金25万2千円、電気料・修繕料及びポンプ点検委託料に36万5千円、基金利子積立金として173万1千円、その他消耗品費及び保険料等を見込んでおります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第22号 平成19年度大町町指定居宅サービス事業特別会計予算について。

平成19年度指定居宅サービス事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ3,519万4千円となっております。

歳入の主なものについては、訪問介護収入として664万8千円、通所介護費収入2,503万9千円、自己負担金収入336万7千円となっております。

歳出の主なものとしましては、通所介護事業委託料1,849万9千円となっております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第23号 平成19年度大町町水道事業会計予算について。

平成19年度大町町水道事業会計予算の内容につきましては、安全かつ衛生的な水道水を日夜絶えることなく給水することを業務の基本として、水道施設の管理と経営の健全化に最善の努力を傾注し、事業運営をいたしたいと考えております。

それでは、主な内容について御説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収益的収入2億3,449万3千円、収益的支出2億3,449万3千円にそれぞれ予定総額を定めております。

水道事業収益につきましては、営業収益2億796万5千円、営業外収益2,652万8千円に對しまして、水道事業費として営業費用2億1,877万6千円、営業外費用1,538万7千円、特別損失10万円、予備費23万円を計上いたしております。

次に、資本的収入につきましては、企業債、国庫補助金、一般会計繰入金、固定資産売却代金、工事負担金をそれぞれ1千円の5千円計上いたしております。

資本的支出について、建設改良費2千円、企業債償還金2,849万5千円にそれぞれ予定総額を定めております。

なお、不足額2,849万2千円につきましては、積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補

てんすることによりいたしております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第24号 平成19年度大町町立病院事業会計予算について。

町立病院の事業運営につきましては、日ごろより皆様方には大変御協力をいただき、深く感謝を申し上げます。

昨年度の診療報酬改定は、過去にない3.16%のマイナス改定、平均在院日数の短縮、高齢者の患者負担のアップ、医師不足、交付税の削減等、病院経営にとっては非常にダメージが大きい改革でありました。

また、町民の要望が強かった眼科が常勤医師として実現し、白内障や硝子体手術ができる高度な医療機器を整備したところです。また、糖尿病専門外来の設置、職員の削減、経費の削減などを実施。今後も町民の皆様の期待と、そして、経営改善に結びつくよう努力していきたいと思っております。

平成19年度町立病院事業会計の予算編成につきましては、収益的収入及び支出の予算総額は8億4,635万6千円とし、前年度と比較して318万8千円(△0.4%)の減額予算になっております。

内容として、入院収益は4億1,724万円、前年度比2,382万6千円の減。外来収益は3億461万4千円、前年度比749万円の増。その他医業収益は5,433万4千円、前年度比337万5千円の増。医業外収益は7,016万8千円、前年度比977万3千円の増。この主な理由は、不採算地区病院交付金の増額であります。

医業費用の主な内容は、給与費4億7,851万5千円、前年度比588万6千円の減。材料費2億1,280万円、前年度比972万円の増。経費1億1,740万7千円、前年度比66万1千円の減。減価償却費2,592万4千円、前年度比344万9千円の減。医業外費用は881万5千円、前年度比は、支払利息などの減により124万8千円の減少。

次に、資本的収入については1,059万5千円、前年度と比較して293万1千円の減。その内容は、他会計負担金797万円、国庫補助金262万5千円になっております。

資本的支出については1,625万1千円、前年度比1,676万7千円の減になっております。その内訳は、固定資産購入費として、上部消化管ビデオスコープ、耳鼻科用のユニット、電解質分析装置、ストレッチャー、物置など879万7千円を購入予定といたしております。

また、企業債元金償還金は745万4千円、昨年度より1,712万3千円減少しております。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額565万6千円は、過年度損益勘定留保資金565

万6千円で補てんをいたします。

今後とも、国民健康保険直診診療施設として、町民の皆様の健康を守り、町民に信頼される病院にしていきます。また、経営改善に向けて全職員が患者サービスに努め、なお一層努力していく所存でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議案第25号 町道認定について。

本議案につきましては、県営ふるさと農道緊急整備事業杵島北部として、平成10年度から14年度の5カ年にわたり実施し、平成15年3月に完成したところであります。

この事業で整備された道路2路線道路延長1,164.6メートル、道路敷面積2万4,786.68平方メートルで路線名を「神山～弥護原線」、道路延長319.8メートル、道路敷面積4,523.655平方メートルで路線名を「浦田～原田線」として町道認定をお願いいたすものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

議案第26号 町道変更認定について。

本議案につきましては、議案第25号と同様に、県営ふるさと農道緊急整備事業杵島北部として、町道神山線の一部を拡幅整備されたところであります。

今回の道路整備によって、道路延長0.8メートル、道路敷面積589.71平方メートルを増加しましたので、変更認定をお願いいたすものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議案第27号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約について。

杵藤地区広域市町村圏組合において、新たに共同処理する事務を変更し、さらに地方自治法の一部改正に伴う規約の変更が生じたため、地方自治法290条に基づき議会の議決を求めるものでございます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議案第28号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置の廃止について。

障害者自立支援法第15条の規定に基づく市町村審査会を杵藤地区広域市町村圏組合において共同処理するため、地方自治法第252条の7第1項の規定により設置した杵藤地区障害者自立支援審査会を廃止する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

議案第29号 杵東地区衛生処理場組合規約の変更について。

本議案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が、平成19年4月1日から施行されることに伴い、杵東地区衛生処理場組合規約の一部に変更が生じたため、地方自治法第

290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更の内容であります。地方の自主性・自律性の拡大を図るために現行制度の「収入役制度」が廃止され、「副知事・副市町村長」に一元化されることになった。また、職員の区分も「吏員とその他の職員制度」が廃止され、一律に「職員」となったところです。

以上の法改正に伴い、組合規約の一部を変更いたすものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

議案第30号 佐賀県西部広域環境組合の設置について。

佐賀県西部広域環境組合の設置については、佐賀県ごみ処理広域化計画に基づく西部ブロックにおけるごみ処理広域化計画について、円滑かつ効率的な推進を目的に、平成19年7月1日から伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町を構成市町として事務を共同する一部事務組合を設置するために必要な議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田謹吾君）

以上をもちまして、町長よりの提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

議事進行についての御協力、まことにありがとうございました。

午前 9 時56分 散会